

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、2月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンは、それぞれを単独で接種した場合と比べても有効性や安全性が劣らないため、同時接種が可能です。一方で、インフルエンザワクチン以外のワクチンと新型コロナウイルスワクチンの同時接種は、現時点ではできません。片方のワクチン接種後、2週間の間隔を空ける必要がありますので、ご注意ください。

その他の新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報は、**区ホームページ**をご覧ください。



区HP



区HP(やさしい日本語)

問合せ ▶ 新型コロナウイルスワクチン=墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) ▶ その他のワクチン=保健予防課感染症係☎5608-6191

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



受給を終了した方の再申請期限は**3月31日**です!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、3月31日です。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ] 暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受付内)☎5608-6289



墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

以下の全ての要件を満たす方に、傷病手当金を支給します。支給には**申請が必要**です。支給を希望する場合は、**必ず事前に電話でお問い合わせ**ください。

[対象要件] ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く) ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]**直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**[適用期間]**2年1月1日～5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内**[問合せ]** ▶ 墨田区国民健康保険=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123 ▶ 東京都後期高齢者医療制度=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519・FAX0570-086-075 *広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

申請期限は**3月31日(必着)**です!

令和4年度国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減額・免除

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した世帯または被保険者を対象に、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険料を減免しています。申請期限が迫っているため、早めに申請してください。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ] ▶ 国民健康保険料=国保年金課こくほ保険料係☎5608-6127 ▶ 後期高齢者医療保険料=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608-8100 ▶ 介護保険料=介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937

申込期間を**6月30日**まで延長します!

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資あっせん

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している区内の中小企業や商店を対象に、あっせん融資の利子等を補助します。

また、3年7月31日以前にコロナ融資を利用した方は、追加でコロナ融資を申し込む際に、既存のコロナ融資と一本化できます。詳細は区ホームページをご覧ください。

[融資限度額]2000万円**[利率]**2.0% *うち1.8%を区が補助**[返済期間]**7年以内 *据置期間(12か月以内)を含む**[申込期間]**6月30日まで**[申込み]**申込用紙と必要書類を、直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6183へ *申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可



申込期間を**6月30日**まで延長します!

住宅修築資金融資あっせん

新しい生活様式に対応した住宅環境への改善を支援することを目的に、高齢者および障害のある方が専用室を設ける、または生活しやすくなるように自宅の修築等を行う場合のあっせん融資の利子を、区が全額補助します。

なお、融資の際には金融機関の審査があります。申込方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[対象者] 次のいずれかに該当する方とその家族 ▶ 65歳以上である ▶ 身体障害者手帳(1級～4級)または愛の手帳(1度～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)を持っている ▶ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症である ▶ 国の指定難病等の難病医療費助成を受けている *ほかにも要件あり**[対象住宅]** 区内に所在し、申込人が現に自ら居住している、または修築後同居する親族が現に居住している住宅**[融資限度額(工事に係る金額の範囲)]**500万円**[利率]**2.0%**[償還方法]**均等月賦償還**[申込期間]**6月30日まで**[問合せ]** 住宅課計画担当☎5608-6215



ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

2月15日に行います 全国一斉情報伝達試験

国が人工衛星を通じて国民に緊急情報を伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」による全国一斉情報伝達試験を実施します。区内各所の防災行政無線(屋外スピーカー等)から試験放送が3回流れるとともに、すみだ安全・安心メール、区危機管理ツイッター、区フェイスブックなどにより文字情報を配信する予定です。なお、放送終了

後2時間以内であれば、放送内容を電話応答サービス☎5608-6274でもご確認いただけます。**[とく]**2月15日(水)午前11時 *全国の災害等の発生状況により中止する場合あり**[問合せ]**安全支援課安全支援・空き家対策係☎5608-6199

2月27日から申込先が変わります 粗大ごみ受付センター

1辺の長さがおおむね30cm以上のごみは、粗

大ごみ受付センターに申込みのうえ、有料での回収となっています。2月27日から、粗大ごみ受付センターの電話番号とホームページアドレスが変更されますので、ご注意ください。なお、2月26日はメンテナンスのため、全ての申込みの受け付けを休止します。

[変更後の申込先] ▶ 電話 = ☎6417-0074 ▶ ホームページ = <https://www2.sodai-web.jp/sumida/>**[問合せ]** すみだ清掃事務所☎5608-6922



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。


**カードの申請は2月28日までに
マイナポイント事業**

マイナポイント事業のポイント付与対象となるマイナンバーカードの申込期限が2月28日に延長されました。申請方法の詳細は、区ホームページをご覧ください。



区HP

なお、マイナポイントの申込期限は、後日国から公表される予定です(1月31日時点)。マイナポイント事業の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。



総務省HP

■マイナポイントの予約・申込手続き支援窓口

ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方で、申込みの支援が必要な方のために、マイナポイント申込みの支援をこれまでよりも時間を延長して行っています。申し込む決済サービスに必要な事前準備と、公金受取口座の登録を行う場合は本人名義の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号)を確認のうえ、マイナンバーカードを持ってお越しください。

【とき】月曜日～金曜日の▶午前9時～正午 ▶午後1時～5時 *午前は11時まで、午後は4時まで整理券を配布 *祝日を除く**【ところ】**マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)**【対象】**区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方


【問合せ】▶マイナンバーカードの申請=墨田区マイナンバーカードコールセンター☎5608-6370 ▶マイナポイント事業=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(外国語対応☎0570-028-125) ▶マイナポイントの手続=マイナポイント申込支援窓口☎5608-1111(内線3667)


**ご確認ください
児童手当・児童育成手当**

児童手当・児童育成手当の2月期分(4年10月分～5年1月分)を、指定の口座に振り込みました。個別に振り込みの通知はしませんので、通帳記帳などでご確認ください。

また、現況届等の提出が必要な方で提出していない方は、手当を受給することができません。提出がないと受給資格を失うことがありますので、至急ご提出ください。詳細は、お問い合わせください。

【提出先・問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)☎5608-6160


**2月28日が納期限です
固定資産税・都市計画税
(第4期分)**

令和4年度固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は2月28日です。納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア等で納期限までに納めてください。口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のATMのほか、スマートフォン決済アプリ、パソコン等からクレジットカードやインターネットバンキングでも納付できます。

【問合せ】▶固定資産税・都市計画税=墨田都税事務所☎3625-5061 ▶口座振替=都主税局徴収部納税推進課☎3252-0955、税務課税務係☎5608-6008


**受賞者を決定しました
産業功労表彰**

区内の産業発展に貢献した優秀な技能者、区内企業に永年従事した優良従業員を顕彰する産業功労表彰の受賞者を決定しました。今年度の受賞は、優秀技能者が25人、中小企業等永年勤続優良従業員が95人です。表彰者等の詳細は、区ホームページをご覧ください。

【問合せ】産業振興課産業振興担当☎5608-1437


**毎年申請が必要です
簡易工事受注参加登録**

区が発注する簡易工事の受注を希望する事業者の登録申請を受け付けています。継続登録を希望する事業者も、毎年申請が必要です。申請しないと3月31日で登録の有効期限が切れますので、必要書類を忘れずに提出してください。

【対象】区内中小企業者等**【必要書類】**▶新規登録=申請書、最新の納税証明書など ▶継続登録=最新の納税証明書 *申請書や必要書類の詳細等は、区ホームページを参照**【申込み】**随時、必要書類を直接または郵送で〒130-8640契約課契約係(区役所8階)☎5608-6252へ *競争入札参加の資格審査申請は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスのホームページで随時受け付け


**運動習慣を身に付けて健康な体を作りましょう
高齢者健康体操教室(各全40回予定)**

【とき】4月18日(火)～6年3月29日(金) *休館日・年末年始とほかの事業等で会場を使用する日を除く *日程の詳細は各申込先へ**【会場/定員等】**下表のとおり**【対象】**区内在住の65歳以上で、要介護認定を受けていない方**【費用】**各5200円(保険料込み)**【申込み】**申込書とはがき(返信用の宛名を記入)を、郵送で2月28日(必着)までに各申込先へ *申込書は問合せ先と各会場で配布**【問合せ】**スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所14階)☎5608-6312

班	とき	運動強度	会場/定員	申込先
1班	火曜日午前9時～10時20分	中	区総合体育館(錦糸4-15-1)/各90人(抽選)	NPO法人両国倶楽部事務局(〒130-0015横網1-8-1・両国中学校内)☎3622-5181
2班	火曜日午前10時半～11時50分	弱		
3班	金曜日午前9時～10時20分	弱		
4班	金曜日午前10時半～11時50分	中	八広地域プラザ(八広4-35-17)/各50人(抽選)	NPO法人スポーツドアあずま事務局(〒131-0041八広4-35-17・八広地域プラザ内)☎3617-9002
5班	金曜日午前9時半～10時50分	弱		
6班	金曜日午前11時～午後0時20分	中		
7班	火曜日午前9時半～10時50分	弱		
8班	火曜日午前11時～午後0時20分	中		

人権コラム ⑦**子どもの権利を守りましょう**

子どもの権利を守るための包括的な法律として、こども基本法(4月1日施行)が昨年6月15日に成立しました。この背景には、児童虐待の相談や不登校の件数が過去最多を更新しているなどの、子どもを取り巻く状況の深刻さがあります。

こども基本法は、国際条約である児童の権利に関する条約(平成6年批准)に対応し、条約の4原則「差別の禁止」「生命・生存および発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」を踏まえた内容が基本理念に規定されています。

子どもには、どのような理由でも差別され

ず、命が守られ、成長を支えられる権利があります。また、年齢や発達に応じて、自分に直接関係があること(学校や職業の選択等)はもちろん、それ以外のことも自由に意見を言う権利や、多様な社会活動(ボランティア活動等)に参加する権利もあります。また、大人は子どもの権利を尊重し、子どもの人生にとって最も善いことは何かを考え、実践していく必要があります。

私たちが子どもの権利を守るために何ができるか、改めて考えてみましょう。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当☎5608-6322